

## 長野県支部協賛団体に関する要領

2017.10.10 長野県支部役員会制定

### (目的)

第 1 条 この要領は、地域組織の運営についての詳細事項に関する規則第 12 条及び第 13 条並びに長野県支部の運営における個別事項に関する手引き（以下、「手引き」という。）第 7 条及び第 8 条に定めるほか、手引き第 7 条の規定に基づき、協賛団体に関する詳細事項を定める。

### (協賛手続)

第 2 条 長野県支部（以下、「当支部」という。）の協賛団体の申込みに当たっては、協賛団体申込書(様式 1) を支部長に提出し、当支部役員会の承認を得るものとする。

2 協賛の期間は、4 月から翌年 3 月までの 1 年単位とし、申込みの翌年以降は、協賛金が前納された場合、自動的に継続するものとする。

### (協賛金)

第 3 条 協賛金は前納とし、払戻しはしない。

### (協賛団体の辞退の申出)

第 4 条 協賛団体から辞退の申出が当支部にあった場合は、当支部役員会に報告するものとする。

### (本要領の改廃)

第 5 条 本要領の改廃については、当支部役員会の承認を得る。

### 附則（2017 年 10 月 10 日）

本要領は、2017 年 10 月 10 日から施行する。